

商 品 名	とりしんフリーローン「くらし応援団」													
ご 利 用 いただける方	当金庫の営業地区内に居住または勤務されている方で、次の要件を満たす方 ・ 申込時の年齢が満 20 歳以上完済時満 76 歳未満で、個人または個人事業者の方(主婦・パートの方も可能です。) ・ 安定継続した収入があり、保証会社の保証が受けられる方													
お 使 い み ち	ご自由です。(ただし、事業性資金を除きます。)													
ご 融 資 金 額	10 万円以上 500 万円以内(1 万円単位) ※ただし、主婦・パートの方は 30 万円を上限とします。													
ご 融 資 期 間	6 カ月以上 10 年以内													
ご 融 資 利 率	<p>固定金利</p> <ul style="list-style-type: none"> 年 4.80%、年 7.80%、年 9.80%、年 12.80% <p>※保証会社の審査により、上記 4 段階のいずれかに決定させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当金庫との下記のお取引内容に応じて、ご融資利率から最大年 0.5%利率を引き下げいたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>お取引内容</th> <th>引き下げ利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●普通預金をお持ちの方(必須です。)</td> <td rowspan="4">年▲0.5% 普通預金をお持ちでかつ 左記の★項目から5項目 以上のお取引がある方</td> </tr> <tr> <td>★次の 3 項目から 1 項目以上必要です。 ・定期積金(契約高 30 万円以上) ・給与振込指定の方 ・年金振込指定の方</td> </tr> <tr> <td>★定期預金 ★公共料金 3 種類 ★その他の口座振替 ★ご融資取引 ★財形預金</td> </tr> <tr> <td>●給与振込指定の方(毎月 10 万円以上)</td> </tr> <tr> <td>●定期積金(契約高 30 万円以上)</td> <td>年▲0.2%</td> </tr> <tr> <td>●財形預金ご契約の方</td> <td>年▲0.2%</td> </tr> <tr> <td>●給与振込指定の方(毎月 10 万円未満)</td> <td>年▲0.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※●は、申込ご本人様とのお取引が対象です。 ※★は、同居ご家族の方とのお取引も対象とします。</p>	お取引内容	引き下げ利率	●普通預金をお持ちの方(必須です。)	年▲0.5% 普通預金をお持ちでかつ 左記の★項目から5項目 以上のお取引がある方	★次の 3 項目から 1 項目以上必要です。 ・定期積金(契約高 30 万円以上) ・給与振込指定の方 ・年金振込指定の方	★定期預金 ★公共料金 3 種類 ★その他の口座振替 ★ご融資取引 ★財形預金	●給与振込指定の方(毎月 10 万円以上)	●定期積金(契約高 30 万円以上)	年▲0.2%	●財形預金ご契約の方	年▲0.2%	●給与振込指定の方(毎月 10 万円未満)	年▲0.1%
お取引内容	引き下げ利率													
●普通預金をお持ちの方(必須です。)	年▲0.5% 普通預金をお持ちでかつ 左記の★項目から5項目 以上のお取引がある方													
★次の 3 項目から 1 項目以上必要です。 ・定期積金(契約高 30 万円以上) ・給与振込指定の方 ・年金振込指定の方														
★定期預金 ★公共料金 3 種類 ★その他の口座振替 ★ご融資取引 ★財形預金														
●給与振込指定の方(毎月 10 万円以上)														
●定期積金(契約高 30 万円以上)	年▲0.2%													
●財形預金ご契約の方	年▲0.2%													
●給与振込指定の方(毎月 10 万円未満)	年▲0.1%													
ご 返 済 方 法	毎月元利均等返済(ご融資金額の 50%以内の元金について 6 カ月ごとのボーナス増額返済とすることも可能です。) ・ 毎月 6 日に指定口座から自動引落します。													
担 保 ・ 保 証 人	原則不要です。(保証会社である(株)オリエンコーポレーションが審査のうえ保証します。)													
諸費用・手数料	・ご契約の際には、ローン契約書にご融資金額に応じた印紙を貼付願います。 ・手数料は不要です。 ※ただし、繰上返済時および返済条件変更時に、別途手数料が必要な場合があります。													
保 証 料	ご融資利率に含まれています。													
延滞損害金	年 14.6%													
融 資 形 式	証書貸付													
金利情報の入手方法	鳥取信用金庫ホームページに表示しています。もしくは、当金庫の本支店までお問合せください。													
返済試算額の入手方法	店頭にお申し出いただければ返済額を試算いたします。													
お 取 引 印	返済用口座(総合口座または普通預金口座)の届出印													

<p>ご用意 いただくもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人を確認できる書類(運転免許証・健康保険証など) ・ 返済用口座(総合口座または普通預金)の通帳と届出印 ※上記の口座をお持ちでない場合は、口座を開設していただきます。 ・ 所得の確認資料 ※ご融資金額が 300 万円を超える場合に必要となります。 ・ 資金用途を証明する書類 ※原則不要ですが、保証会社が必要と認めた場合に必要となります。
<p>その他</p>	<p>保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p>
<p>苦情処理措置</p>	<p>本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引の店舗もしくは本部業務推進部(9時～17時、電話：0120-260-262)までお申し出ください。</p>
<p>紛争解決処置</p>	<p>東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務推進部もしくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務推進部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>